



団体総合生活保険

団体長期障害所得補償(GLTD)(定額型)



15%割引

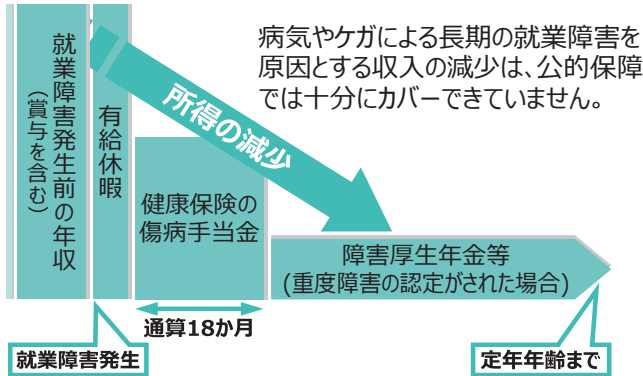
長期間働けなくなったとき、収入はようになるの？

もしも病気やケガで長期間働けなくなったら・・・

【2人以上の勤労者世帯の1世帯あたり】

1か月の生活費 全国平均約 **318,000円** *1

毎月の生活費、ローンの支払い、将来のお子様の教育費、さらに医療費や介護費用も・・・



傷病による長期間働けないリスクに備えられます！

【保険金お支払い事例】脳梗塞で倒れた場合・・・

Lタイプ(1口あたりの支払基礎所得月額10万円)に10口ご加入の場合
脳梗塞で入院、免責期間365日を超え、その後も5年間全く働けず、業務復帰後も1年間体調が戻らずに以前と同じ時間働くことができなかったため、その間の所得は半分になった。

<受取保険金額>

6,600万円

計算式：全く働けなかった5年間 (10万円×5年)+
所得が半分になった1年間(10万円×50%×1年)

40歳(男性)の場合

保険料は月々**9,200円**

上記は、東京海上日動が作成した架空の事故例であり、過去に実際に発生したものではありません。
*1 出典：総務省統計局「家計調査年報(家計収支編)2023年(令和5年)」をもとに東京海上日動にて作成

長期の就業障害に備えて「**団体長期障害所得補償(GLTD)**」をおすすめします。

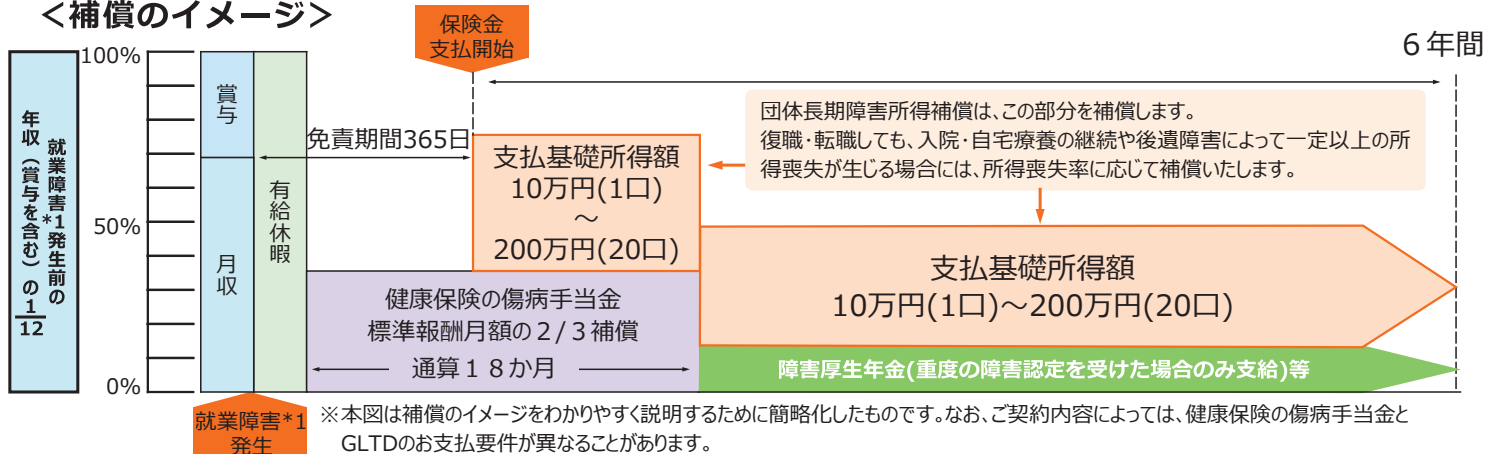
病気やケガで働けなくなり、その期間が免責期間*1(365日)を超えた場合に、**最長6年間保険金をお支払いします。**

*1 保険金をお支払いしない期間をいいます。

- ✓ **自宅療養中も補償！**
- ✓ **復職後の所得の減少にも！**
復職・転職しても、入院・自宅療養の継続や後遺障害によって一定以上の所得喪失が生じる場合には、所得喪失率に応じて補償いたします。
- ✓ **満64歳まで新規加入可能！満69歳まで更新可能！**
- ✓ **地震・噴火またはこれらによる津波でのケガも補償！**(天災危険補償特約)
- ✓ **メンタルヘルス不調等の精神障害の場合にも保険金をお支払いします。***
(認知症・メンタル疾患補償特約)

*1 ただし、アルコール依存、薬物依存等一部の精神障害は補償の対象となりません。また、保険金をお支払いする1事故あたりの限度期間は2年となります。

<補償のイメージ>



保険金をお支払いする主な場合、保険金をお支払いしない主な場合については、「お手続きサイト」に掲載の「補償の概要等」をご確認ください。

補償される金額(支払基礎所得額) ・保険料表(1口あたり)

記載のないタイプの保険料等詳細は、更新のみ補償タイプ表ページをご確認ください。

保険期間：1年間
てん補期間*1：6年
団体割引：15%

型		本人型	
		男性	女性
性別			
タイプ名		Lタイプ ^o	
免責期間		365日	
加入限度口数		20口	
支払基礎所得額(月額)		10万円	10万円
認知症・メンタル疾患補償特約 (精神障害補償特約(D)) (てん補期間*1：2年)		○	○
治療と仕事の両立支援特約		○	○
天災危険補償特約		○	○
保険料 (月払)	20～24歳	320円	200円
	25～29歳	350円	280円
	30～34歳	410円	420円
	35～39歳	540円	700円
	40～44歳	920円	1,260円
	45～49歳	1,580円	2,070円
	50～54歳	2,700円	3,300円
	55～59歳	4,730円	4,940円
	60～64歳	8,300円	7,490円
	65～69歳(更新のみ)	12,710円	10,110円

※支払基礎所得額は、平均月間所得額*2の範囲内、かつ、加入限度口数以下で設定してください。平均月間所得額*2を上回っている場合には、その上回る部分については保険金をお支払いできませんので、ご注意ください。

※各タイプにつき、「金額」または「○」の記載がある特約はセットしており、「-」の記載がある特約はセットしていません。

※保険料は保険の対象となる方ご本人の年齢*3や性別によって異なります。

※保険の対象となる方ご本人としてご加入いただける方は、年齢*3が満15歳以上満69歳以下の方に限ります(新規加入の場合は満64歳以下の方に限ります。)

※年齢によっては、治療と仕事の両立支援特約のセット有無にかかわらず、保険料が同一となる場合があります。

※「保険の対象となる方(被保険者)ご本人*4」としてご加入いただける方は会員ご自身に限ります。

*1 保険金をお支払いする1事故あたりの限度期間をいいます。

*2 直前12か月における保険の対象となる方(被保険者)ご本人の所得*5の平均月額をいいます。

*3 団体契約の始期日時時点の年齢をいいます。

*4 「保険の対象となる方(被保険者)」欄にお名前を記載された方をいいます。

*5 「業務に従事することによって得られる給与と所得・事業所得・雑所得の総収入金額」から「就業障害の発生にかかわらず得られる収入」および「就業障害により支出を免れる金額*6」を控除したものをいいます。

*6 事業主の場合は、就業障害になっても支出を免れない経費(従業員給与賃金・地代・家賃・医療機器リース代・諸会費等)は控除額に含みません。



団体長期障害所得補償(G L T D)にご加入の場合は、所得補償にもご加入いただく必要があります。